

高松市監査委員告示第 3 1 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 2 9 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	外部委託事業者に対する情報セキュリティ方針の遵守について定期的な検査を行っていないことについて（生活保護システム）	P130	健康福祉局	生活福祉第一課	R7.7.25
2	指摘	外部委託事業者の従業員に対する教育の実施を記した報告書を受領していないことについて（生活保護システム）	P131			
3	指摘	情報システム仕様書は、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管されているものの、ネットワーク構成図は保管されていないことについて（生活保護システム）	P134			
4	指摘	情報セキュリティ方針を遵守しているかどうかについて定期的に確認を行っていないことについて（生活保護システム）	P134			
5	意見	日次でバックアップを取得（1週間前までリストア可能）しているが、バックアップが確実に実施されていることまでは確認していないことについて（生活保護システム）	P129			

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
6	意見	高等学校等入学準備金貸付制度について	P114	教育局	学校教育課	R7.7.18
7	意見	学校での給食費の徴収と精算について	P152			
8	意見	働き方改革におけるTENSクラウドの運用について	P186			

監査実施年度 令和5年度

監査テーマ 病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
9	指摘	金庫に保管されているものを確認することについて	P62	病院局	みんなの病院事務局医事課	R7.7.24
10	指摘	金庫に保管されていた預り金の計上について	P66			
11	指摘	長期間保管されている預り金に関する取扱いについて	P66			
12	指摘	金庫に保管されている預り金の管理について	P68			
13	指摘	金庫に保管されている預り金封筒の封かんについて	P68			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
14	指摘	預り金の管理簿を一元化することについて	P 69	病院局	みんなの病院 事務局医事課	R7.7.24
15	指摘	発生主義による収益の計上について	P 82		みんなの病院 事務局医事課 塩江分院事務局	
16	指摘	医業収益にかかる保険等査定減の計上について	P 140		みんなの病院 事務局医事課	
17	意見	現金取扱額に係る規程の見直しについて	P 63			
18	意見	患者目線の導線案内の確保について	P 97			
19	意見	作成後 10 年を経過した電子カルテのデータ廃棄について	P 108			

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外部委託事業者に対する情報セキュリティ方針の遵守について定期的な検査を行っていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者から下請けとして受託している事業者も含めて、情報セキュリティ方針の遵守について定期的（委託期間中に1回、委託期間が複数年度にわたる場合は各年度に1回）に検査する必要があるが、定期的な検査は行われていなかった。 外部委託事業者からの情報漏えいを防ぐために情報セキュリティ方針等の遵守状況を確認することは重要であり、外部委託事業者からの報告の入手、定期的な検査を実施すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P130	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月25日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉第一課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度から、外部委託事業者に対し、情報セキュリティポリシーの遵守状況に関する項目を明記した完了届の提出を求めており、生活保護システムに係る通年で委託する業務については年度末の業務の完了時に、また、随時に委託する業務については各業務の完了時に、それぞれ完了届の提出を受け、情報セキュリティ基本方針の遵守状況について、検査・確認を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外部委託事業者の従業員に対する教育の実施を記した報告書を受領していないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	外部委託事業者からの情報漏えいを防ぐためには、従業員への情報セキュリティ遵守を徹底することが重要である。そのため、外部委託事業者の従業員への教育状況を把握し、適切な教育がなされているかを確認する必要がある。今後は外部委託事業者から従業員の教育実施報告書を定期的に受領するべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P131	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月25日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉第一課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度から、外部委託事業者に対し、情報セキュリティポリシーの遵守状況に関する項目を明記した完了届の提出を求めており、生活保護システムに係る通年で委託する業務については年度末の業務の完了時に、また、随時に委託する業務については各業務の完了時に、それぞれ完了届の提出を受け、従業員に対する情報セキュリティ教育を含めた情報セキュリティ基本方針の遵守状況について、検査・確認を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報システム仕様書は、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管されているものの、ネットワーク構成図は保管されていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	生活保護システムについては、システム仕様書はあるもののネットワーク構成図については保管されていない。 ネットワーク構成図及び情報システム仕様書については、トラブル発生時の対応やシステムリプレイス時の参考資料等、業務上必要性が生じた際に適宜閲覧できるよう、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管しておく必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P134	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月25日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉第一課
措 置 結 果	本件指摘事項については、生活保護システムの標準化及びガバメントクラウド移行後の令和7年2月分から、ネットワーク構成図（環境構成図）を情報システム仕様書と同様に、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ方針を遵守しているかどうかについて定期的に確認を行っていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	情報システムが情報セキュリティ方針を遵守しているかを定期的に確認することで情報セキュリティ上の問題点を早期に発見することができ、重大な情報漏えい事故を未然に防ぐことにもつながるものである。よって、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は情報セキュリティ方針の遵守状況を定期的に確認する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P134	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月25日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉第一課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年度情報セキュリティ監査において、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者である所管課長により、高松市情報セキュリティ対策基準に定める項目を掲載した監査チェックリストや課内の情報システム担当者へのヒアリングを通じて、情報セキュリティ方針の遵守状況について確認を行った。 また、6年度には、前年度の同監査における指摘事項を踏まえた改善点等について、所管課長から総括情報セキュリティ責任者である総務局長に報告するなど、情報セキュリティ方針の遵守について、定期的に確認を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	日次でバックアップを取得（1週間前までリストア可能）しているが、バックアップが確実に実施されていることまでは確認していないことについて（生活保護システム）	
意 見 の 内 容	情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、電子計算機等に記録された情報について、二重化の措置の実施の有無にかかわらず、その重要度に応じて期間を設定し、定期的にバックアップを取得することになっている。 生活保護システムについては日次でバックアップを取得（1週間前までリストア可能）しているが、バックアップが確実に実施されていることまでは確認していない。例えばバックアップ機能について確認の上、異常が発生していないことを定期的に確認されることが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 129	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月25日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉第一課
措 置 結 果	本件意見については、生活保護システムの標準化及びガバメントクラウド移行後の令和7年2月分から、バックアップ取得状況について、外部委託事業者から定期的に報告を受け、異常が発生していないことを確認するよう改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	高等学校等入学準備金貸付制度について	
意 見 の 内 容	高松市では、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対して、貸付を実施する制度がある。 もともと、入学準備金の調達が困難な者に対して実施するため、返済できずに滞納となる金額が多い。 貸付金額は一人当たり10万円又は25万円であるが、滞納債権の管理や、未納者への督促に更に人件費コストがかかる。まずは本人及び保護者、保証人から回収する努力が必要であるが、それでもこのような状態が継続するようであれば、回収コスト、貸付制度、給付制度のメリット・デメリットを十分検証して、制度変更についても検討する余地がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P114	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月18日
所 管 課 等	教育局 学校教育課
措 置 結 果	本件意見に係る高等学校等入学準備金貸付制度については、貸付金の償還に係る課題が多くあることや、利用実績が減少していることから、3年間の経過措置の後、令和8年3月末をもって廃止することとした。 なお、5年12月には、受け入れた寄附金を原資とした、高松市就学等支援基金を設置し、6年10月には、新たな就学支援制度として、同基金を財源とした給付型奨学金を経済的理由で高等学校等への就学が困難な生徒の保護者に対し助成する、高松市高等学校等入学準備助成金を創設した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	学校での給食費の徴収と精算について	
意 見 の 内 容	給食費は、教材費やPTA会費等と共に、口座引落しにより徴収し、給食会に支払われている。口座引落しできなかった人については、後日、現金で回収している。 長期にわたる滞納者はいないが、口座引落ができない人は毎月いるので、給食会への支払が足りなくなり、他の人の翌月の預かり分を、支払に充てている状態である。ただし、3月末は早目に回収するため、年度をまたがって、翌月の預かり分を使うことはないとのことである。 また、訪問したほとんどの学校において、給食費の徴収・給食会への精算の管理は煩雑であり、時間がかかっているとのことであった。 期中だけではあるが、未納分の精算を、適切に支払いしている者から流用していることになること、また、学校での煩雑な業務を軽減するためにも、市又は給食会が直接、保護者から徴収することを検討されたい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P152	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月18日
所 管 課 等	教育局 学校教育課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年度から、市立小・中学校の学校給食費を本市の予算に計上し、本市が直接、保護者から徴収するとともに管理をする「公会計」方式に移行した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	働き方改革におけるTENSクラウドの運用について	
意見の内容	学校におけるセキュリティ向上、個人情報保護の観点から、市では高松市教育情報通信ネットワークシステム（TENS）を活用したクラウドシステムを構築している。これにより、情報が一元管理されるとともに、教員等は外部接続により在宅での業務も可能となった。この点、働く場所と時間を自由にコントロールでき、教員等にとっての働き方改革の一助となっている。例えば、子育て中の教員等にとっては、早めに帰宅し、家事が落ち着いた時間に業務を再開することができる。 一方で、このような環境は、教員の長時間労働是正とは逆の方向の取組みであり、いつでもどこでも仕事をできる環境は便利ではあるが、勤務実態を把握しにくくしている。市は、クラウド利用の閉鎖時間を設定するなど、過度な使用とならないよう対策を講じる必要がある。	
報告書該当 ページ	P186	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年7月18日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	本件意見については、令和5年9月に開催した園長・校長・副校長研修会において、TENSクラウドにおける外部接続利用時間の確認方法を周知し、時間外勤務の多い教員を把握した場合には、3年5月17日付けで小・中学校長宛てに発出した「教職員の健康管理について」の通知に基づき、面談を行うことで、TENSクラウドが過度に利用されないよう、適切に対応している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	金庫に保管されているものを確認することについて	
指 摘 の 内 容	金庫で保管されるべきもののリストを作成し、人事異動等で金庫の管理者が変更となった場合でもスムーズに引き継ぎができる仕組み作りが必要である。 また、当該リストを作成することにより、普段から金庫内に保管されるべきものの確認をするチェックリストとしても利用することができる。少なくとも月に一度は金庫を開錠する際及び施錠する際に金庫内に保管されるべきものが確実に保管されているかを確認し、不正・横領が生じない業務フローを構築すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P62	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年2月に金庫保管リストを作成し、3月からは、金庫内に掲示した上で、平日の毎朝に、金庫保管リストと金庫内に保管している金員等の照合を行うなど、不正や横領の未然防止に取り組んでいる。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	金庫に保管されていた預り金の計上について	
指 摘 の 内 容	概算で精算を行った患者について、不足であれば患者未収金として計上されるケースと同様に、超過した患者については差額を「預り金」等の負債科目として計上し、患者から収受した現金の全てを計上するように会計処理を行うべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P66	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年3月31日に、平成26年度から令和6年度までの間に診療費を概算で預かった患者のうち、概算の預り金が、確定した診療費を超過した患者については、差額を「預り金」として流動負債に計上し、今後においては、患者から収受した現金の全てを決算報告書に計上するよう、会計処理を改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	長期間保管されている預り金に関する取扱いについて	
指 摘 の 内 容	法人税基本通達2-1-39では、退蔵益に関する原則的な取扱いが示されている。当該通達において、預かった金銭が10年を経過しても未精算である場合、その会計期間において収益として認識することとされている。 一定期間が経過し、かつ、連絡もとれない患者に対する預り金がある場合には、「雑収入」等の収益計上を行うべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P66	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年3月31日に、法人税基本通達にある収益の帰属の時期の取扱いに準じて、保管期間が10年を超える未精算の預り金を、6年度の医業外収益として計上した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	金庫に保管されている預り金の管理について	
指 摘 の 内 容	金庫内に保管されている預り金の入った封筒と担当課が作成した管理簿を定期的に照合すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P68	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年3月に、金庫内に保管している預り金と預り金リスト（管理簿）との照合を行うとともに、今後は、おおむね3か月ごとに同様の照合を行い、預り金の適正な管理を行うこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	金庫に保管されている預り金封筒の封かんについて	
指 摘 の 内 容	現金の紛失や横領等の不正を防止する観点から、金庫で保管する場合には封をし、開封された場合にはその事実が分かるようにすべきである。 また、保管ルールを定め、担当者全員がルールを認識し徹底させるべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P68	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年1月に、担当課職員及び医事業務委託事業者が、金庫に保管している預り金の入った封筒に記載された金額と預り金の額が一致していることを確認後、個々に封かんし、これら全てを金庫内に保管した。 また、預り金の保管マニュアルを作成し、担当者全員に周知するとともに、金庫外に持ち出した封筒を金庫内に保管する際には、改めて封かんの状況を確認するなど、亡失や不正の未然防止に取り組んでいる。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	預り金の管理簿を一元化することについて	
指 摘 の 内 容	管理簿については、返金等に備えて常に確認できる場所に保管すべきである。 また、現金在り高を月次で確認する観点から管理簿を一元化すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P69	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年4月から、紙面による管理簿を廃止し、関係職員がアクセス可能な電子カルテシステム内の収納管理業務サブシステムに、債権管理データとして保管し、一元管理することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	発生主義による収益の計上について	
指 摘 の 内 容	決算日に金銭を受け取った場合、その決算日を含む会計年度に収益として計上すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P82	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課 塩江分院事務局
措 置 結 果	本件指摘事項に係る患者から金銭で受取りをした医業収益については、受取日に収益として計上する発生主義に改めることとし、決算日に受取りをした場合は、塩江分院は令和5年度から、みんなの病院は6年度から、決算日の属する会計年度の収益として計上している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	医業収益にかかる保険等査定減の計上について	
指 摘 の 内 容	医業収益にかかる保険等査定減は、特別損益（過年度修正損益）ではなく、医業収益に計上すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 140	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、医業収益に係る保険等査定減の調定科目を見直し、令和6年2月分以降、特別損益ではなく、医業収益の減として計上することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	現金取扱額に係る規程の見直しについて	
意 見 の 内 容	現金収納金の回収事務は金額の多寡にかかわらず病院事業を運営する上で必要不可欠な業務であり、現金収納金の回収を円滑に行う観点から、現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる現金の限度額を1日分の取扱高にあらかじめ用意された釣銭の額を加えた額とするといった規程に変更することが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P63	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件意見については、現金収納金の回収を円滑に行うため、令和7年3月に、高松市病院事業会計規程の一部改正を行い、現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる現金の限度額を、1日分の取扱高にあらかじめ用意された釣銭の額を加えた額とした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	患者目線の導線案内の確保について	
意 見 の 内 容	入口付近の地面に、誘導の赤色以外の動線テープを貼付したり、看板を設置したりする等、患者の待ち時間が軽減される取組をすることが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P97	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年5月から、再来受付機を来院者に分かりやすい正面玄関付近に移設し、その利用を促すとともに、新たに番号案内システムを導入し、窓口が混雑する時間帯には、案内役の職員を配置するなど、窓口の混雑緩和と患者の待ち時間の短縮に取り組んでいる。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	作成後10年を経過した電子カルテのデータ廃棄について	
意 見 の 内 容	要項に定められたルールに従って対応すべきであるが、全ての患者に対して一概に10年という期間での保存が望ましいとは限らないと思われる。例えば、みんなの病院で出産された乳児に関する診療録を10年で処分することが適切な対応なのか否かは検討すべきである。 また、みんなの病院での治療中に死亡した患者の診療録を要項どおり10年間保存することについても、その対応が適当であるかどうかを検討すべきである。 したがって、要項において具体的な状況を想定した対応を策定することが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P108	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年7月24日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措 置 結 果	本件意見については、令和7年3月に、高松市立みんなの病院診療録管理要項を一部改正し、電子カルテや紙カルテなど、診療録等の種類に応じて保存期限を定めた。